

第32号議案

中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月18日提出

中間市長 福田 浩

## 中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例

中間市水道事業給水条例（昭和34年中間市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次」を「、次」に改める。

第3条の見出しを「（区域外への分水）」に改め、同条第1項中「給水区域外より給水又は」を「他の水道事業者から」に、「給水又は分水を」を「他の水道事業者に分水を」に改め、同項ただし書中「別に」を「、別に」に改め、同条第2項中「市外給水」を「区域外への分水」に、「制限」を「制限し、」に改める。

第5条第2号中「2戸」を「二戸」に改める。

第6条中「用途外」を「、用途外」に、「若しくは」を「、若しくは」に改める。

第8条第1項中「給水装置を」を「給水装置の」に、「撤去」を「撤去を」に改める。

第9条中「給水装置新設」を「給水装置の新設」に、「、給水区域内に居住しない」を「給水区域内に居住しない」に、「この」を「、この」に改める。

第10条第1項中「給水装置を新設、改造、修繕」を「給水装置を新設し、改造し、修繕し、」に改め、同条第3項中「申込者」を「、申込者」に改める。

第11条第1項中「第16条の2第1項の」の次に「規定により」を加え、同条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者」に改め、同条第4項中「第1項に規定する」を削る。

第12条第2項中「管理者」を「、管理者」に改める。

第13条第2項中「、その他」を「その他」に改める。

第15条第1項ただし書中「、その」を「その」に、「この限りでは」を「この限りで」に改める。

第18条第1項中「、工事申込者」を「工事申込者」に改め、同条第2項中「、管理者が」を「管理者が」に改める。

第20条第1項ただし書中「これを変更」を「、これを変更」に改め、同条第2項中「市は」を「、市は、」に、「責」を「責め」に改める。

第25条第1項中「制限」を「制限し、」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定により」を加え、「制限」を「制限し、」に改め、同項ただし書中「この」を「、この」に改め、同条第3項中「市」を「、市」に、「責」を「責め」に改める。

第28条第2項中「これ」を「、これ」に改める。

第29条第1項ただし書中「管理者」を「、管理者」に改める。

第30条第2項中「前項の保管者」を「水道使用者等」に改め、同条第3項中「亡失」を「亡失し、」に改め、同条第4項中「私有」を「、私有」に改め、同項ただし書中「計量器検定検査令（昭和42年政令第152号）に基づく検査を受けたもの」を「計量法（平成4年法律第51号）第16条の規定に反しないもの」に改める。

第33条第2項中「、消防」を「消防」に改める。

第34条第2項中「亡失」を「亡失し、」に改める。

第35条第2項中「本管」を「本管の」に改め、同条第3項中「30日」を「、30日」に、「本管」を「本管の」に改める。

第36条の見出しを「（給水装置の譲受け）」に改める。

第37条第1項中「善良」を「、善良」に、「又は」を「、又は」に改める。

第41条第1項第1号中「一般家庭」を「、一般家庭」に改め、同条第2項中「市外給水」を「区域外への分水」に改め、同項ただし書中「区域又は水道使用者」を「区域又は者」に、「この」を「、この」に改める。

第42条第1項中「、管理者が、」を「管理者が」に改め、「いう」の次に「。以下この項において同じ」を加える。

第43条中「次」を「、次」に改め、同条第2号中「異なる」を「異なる」に改める。

第44条中「各号の」を削り、同条第1号中「終る」を「終了する」に改め、同条第4号中「種々」を「種々<sup>しゅじゅ</sup>」に改める。

第45条第1項中「中止及び」を「中止し、若しくは」に改め、同条第4項中「1戸」を「一戸」に改め、「各」を削る。

第46条第1項本文中「基本料金」を「、基本料金」に改め、同条第2項中「、管理者」を「管理者」に改める。

第47条第2項中「使用を」を「使用の」に改め、同項本文中「精算」を「、これを精算」に改める。

第48条ただし書中「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

第50条の2第1項中「増径」という。）」の次に「をする」を加える。

第50条の3第1項中「申込みの際」の次に「これを」を加え、同条第2項中「還付」を「、還付」に改める。

第50条の4中「各戸（箇所）」を「各戸又は各箇所」に改める。

第51条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同項ただし書中「申込後」を「、申込みの後に」に改め、同条第2項中「別表第1の」を「の規定により徴収した手数料のうち、」に改める。

第52条中「公益又は慈善上」を「、公益又は慈善」に、「軽減」を「軽減し、」に改める。

第54条第1項中「第5条」を「第6条」に改め、同条第2項ただし書中「この限りでは」を「この限りで」に改める。

第55条第1項中「第1号」を「、第1号」に、「以下」を「から第5号まで」に改め、同項第2号中「又は妨げた」を「、又は妨げた」に改め、同条第2項中「共用」を「共用し、」に、「2戸」を「二戸」に改め、同条第3項中「ものより」を「者から」に改める。

第56条各号列記以外の部分中「給水装置」を「、給水装置」に改め、同条第2号中「、使用中止」を「使用中止」に、「将来」を「、将来」に改める。

第57条中「これ」を「、これ」に改め、同条第1号中「給水装置を」を「給水装置の」に、「撤去」を「撤去を」に改め、同条第2号中「第53条」を「第53条の」に、「第55条」を「第55条の」に改め、同条第4号中「第50条メーター」を「第50条のメーター」に、「第50条の2」を「第50条の2の」に改める。

第58条の見出しを「（料金の納付等を免れた者に対する過料）」に改め、同条中「料金、」の次に「第50条の2の」を加える。

第59条第1項中「ものとする」を削る。

第61条中「管理者」を「、管理者」に改める。

別表第1設計審査手数料の項備考の欄中「含む」を「含む。」に改め、同表中

「

登録手数料	指定給水装置工事事業者	8,000円	
-------	-------------	--------	--

を

「

指定給水装置工事事業者登録手数料		1件につき	8,000円	
指定給水装置工事事業者更新手数料		1件につき	8,000円	5年ごとの更新

に

改め、同表備考中「その」を「、その」に改め、同表を別表とする。

#### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

中間市水道事業給水条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給水区域)</p> <p>第2条 中間市水道事業の給水区域は、<u>次</u>の区域とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(区域外への分水)</u></p> <p>第3条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、<u>他の水道事業者から分水の申請があり、保健衛生上必要と認めた場合は、給水能力その他を考慮して他の水道事業者に分水を</u>することができる。</p> <p>ただし、配水管布設については、<u>別に協定するものとする。</u></p> <p>2 <u>区域外への分水は、本市の都合により随時これを制限し、又は停止</u>することができる。</p> <p>(給水装置の種類)</p> <p>第5条 給水装置は、次の3種とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共用給水装置（共用栓） 1個の給水栓を<u>二戸</u>以上で共用するもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(水道水の用途外使用又は分与販売の禁止)</p> <p>第6条 水道水は、<u>用途外</u>に使用し、<u>若しくは濫用し、又は他に分与販売</u>することはできない。</p>	<p>(給水区域)</p> <p>第2条 中間市水道事業の給水区域は<u>次</u>の区域とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(区域外給水及び分水)</u></p> <p>第3条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、<u>給水区域外より給水又は分水の申請があり、保健衛生上必要と認めた場合は、給水能力その他を考慮して給水又は分水を</u>することができる。ただし、配水管布設については<u>別に協定するものとする。</u></p> <p>2 <u>市外給水は、本市の都合により随時これを制限又は停止</u>することができる。</p> <p>(給水装置の種類)</p> <p>第5条 給水装置は、次の3種とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共用給水装置（共用栓） 1個の給水栓を<u>2戸</u>以上で共用するもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(水道水の用途外使用又は分与販売の禁止)</p> <p>第6条 水道水は<u>用途外</u>に使用し<u>若しくは濫用し、又は他に分与販売</u>することはできない。</p>

(給水装置の新設等の申込み)

第8条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 (略)

(給水装置新設申込者の代理人)

第9条 給水装置の新設の申込者が給水区域内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、申込者は、この条例の定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を置き、連署の上、申し込まなければならない。ただし、管理者は、その代理人を不適当と認めるときは、これを変更させることができる。

(新設等の費用負担)

第10条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認められたものについては、市又は町においてその費用を負担することができる。

2 (略)

3 宅地造成等を行う法人又は個人から給水の申込みを受けた場合は、水道施設等その必要な費用は、申込者の負担とし、その負担額については、管理者が別に定める。

(工事の施行)

(給水装置の新設等の申込み)

第8条 給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 (略)

(給水装置新設申込者の代理人)

第9条 給水装置新設の申込者が、給水区域内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、申込者はこの条例の定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を置き、連署の上、申し込まなければならない。ただし、管理者は、その代理人を不適当と認めるときは、これを変更させることができる。

(新設等の費用負担)

第10条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認められたものについては、市又は町においてその費用を負担することができる。

2 (略)

3 宅地造成等を行う法人又は個人から給水の申込みを受けた場合は、水道施設等その必要な費用は申込者の負担とし、その負担額については、管理者が別に定める。

(工事の施行)

第11条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 （略）

4 指定給水装置工事事業者に関する事項については、別に管理者が定める。

（開発等の事前協議）

第12条 （略）

2 前項について必要な事項は、管理者が定める。

（給水管及び給水用具の指定）

第13条 （略）

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 （略）

（工事費の予納）

第15条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りで

第11条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 （略）

4 第1項に規定する指定給水装置工事事業者に関する事項については、別に管理者が定める。

（開発等の事前協議）

第12条 （略）

2 前項について必要な事項は管理者が定める。

（給水管及び給水用具の指定）

第13条 （略）

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 （略）

（工事費の予納）

第15条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限り

ない。

2 (略)

(工事費の未納の場合の措置)

第18条 管理者が施行した給水装置の工事の工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の位置の指定)

第20条 給水装置の位置は、申込者がこれを指定しなければならない。ただし、指定の位置が不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

2 前項の指定について第三者の異議があっても、市は、その責めを負わない。

(給水の原則)

第25条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の規定により給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずるこ

ではない。

2 (略)

(工事費の未納の場合の措置)

第18条 管理者が施行した給水装置の工事の工事費を、工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の位置の指定)

第20条 給水装置の位置は、申込者がこれを指定しなければならない。ただし、指定の位置が不相当と認めるときはこれを変更させることができる。

2 前項の指定について第三者の異議があっても市はその責を負わない。

(給水の原則)

第25条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

3 第1項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずるこ



とがあっても、市は、その責めを負わない。

(管理人の選定)

第28条 (略)

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第29条 管理者は、料金算定の基礎となる使用水量を計量するため給水装置にメーターを設置する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2・3 (略)

(メーターの貸与と私有メーターの検査)

第30条 (略)

2 水道使用者等は、最善の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

4 給水装置使用者等は、私有のメーターを使用することができる。ただし、管理者の定めるところにより管理者の承認を受け、計量法 (平成4年法律第51号) 第16条の規定に反しないものでなければならない。

(私設消火栓の使用)

第33条 (略)

とがあっても市は、その責を負わない。

(管理人の選定)

第28条 (略)

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めるときはこれを変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第29条 管理者は、料金算定の基礎となる使用水量を計量するため給水装置にメーターを設置する。ただし管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2・3 (略)

(メーターの貸与と私有メーターの検査)

第30条 (略)

2 前項の保管者は、最善の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

4 給水装置使用者等は私有のメーターを使用することができる。ただし、管理者の定めるところにより管理者の承認を受け、計量器検定検査令 (昭和42年政令第152号) に基づく検査を受けたものでなければならない。

(私設消火栓の使用)

第33条 (略)

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市係員の立会を要する。

(共用給水装置の鑑札及び鍵)

第34条 (略)

2 鑑札及び鍵を亡失し、又は毀損したときは、速やかに管理者に届け出て、再交付を受けなければならない。

3 (略)

(支管の分岐)

第35条 (略)

2 支分引用管のある本管の所有者は、給水装置の廃止又は撤去をしようとするときは、あらかじめ支分引用者に通知しなければならない。

3 支分引用者は、前項の通知を受けたときは、30日以内にその給水装置の改造又は本管の所有権取得の手続をしなければならない。

4 (略)

(給水装置の譲受け)

第36条 (略)

2 (略)

(水道使用者等の管理上の責任)

第37条 水道使用者等は、善良な管理人の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市係員の立会を要する。

(共用給水装置の鑑札及び鍵)

第34条 (略)

2 鑑札及び鍵を亡失又は毀損したときは、速やかに管理者に届け出て、再交付を受けなければならない。

3 (略)

(支管の分岐)

第35条 (略)

2 支分引用管のある本管所有者は、給水装置の廃止又は撤去をしようとするときは、あらかじめ支分引用者に通知しなければならない。

3 支分引用者は、前項の通知を受けたときは30日以内にその給水装置の改造又は本管所有権取得の手続をしなければならない。

4 (略)

(給水装置の譲受)

第36条 (略)

2 (略)

(水道使用者等の管理上の責任)

第37条 水道使用者等は善良な管理人の注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2・3 (略)

(料金)

第41条 料金は、次の表による基本料金と超過料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(略)

(1) 家事用とは、一般家庭、病院、集会場、劇場、映画館、料理飲食店、娯楽場、旅館、工場、事業場、卸売市場その他これに準ずる各種の事業で、次号以外の用に水道を使用する場合をいう。

(2) (略)

2 区域外への分水における料金は、前項本文に規定する料金の100分の20を増収する。ただし、特別の契約をした区域又は者は、この限りでない。

(料金の算定)

第42条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。以下この項において同じ。）に、メーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

2 (略)

(使用水量及び用途の認定)

2・3 (略)

(料金)

第41条 料金は、次の表による基本料金と超過料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(略)

(1) 家事用とは一般家庭、病院、集会場、劇場、映画館、料理飲食店、娯楽場、旅館、工場、事業場、卸売市場その他これに準ずる各種の事業で、次号以外の用に水道を使用する場合をいう。

(2) (略)

2 市外給水における料金は、前項本文に規定する料金の100分の20を増収する。ただし、特別の契約をした区域又は水道使用者はこの限りでない。

(料金の算定)

第42条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ、管理者が、定めた日をいう。）に、メーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

2 (略)

(使用水量及び用途の認定)

第43条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) (略)
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3)・(4) (略)

(使用水量及び用途の認定の基準)

第44条 前条の認定は、次の基準による。

- (1) メーターに異状があったときは、前回点検のときからその改修を終了するまでの使用水量は、前3月以内の使用水量その他の事情を考慮して定め、日割をもって計算すること。
- (2)・(3) (略)
- (4) 前3号のほかは、種々<sup>しゅじゅ</sup>の事情を考慮して定めること。

(特別な場合における料金の算定)

第45条 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止し、若しくは廃止した場合は、1月として算定する。

2・3 (略)

4 一戸内に2個以上のメーターを設置するときは、メーターごとに第41条及びこの条の規定を適用する。

5 (略)

(料金の前納)

第46条 料金は、基本料金を前納とし、毎月末までに当月分を徴収する。ただし、超過料金は、翌月に前記基本料金と合算の上徴収す

第43条 管理者は次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) (略)
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3)・(4) (略)

(使用水量及び用途の認定の基準)

第44条 前条の認定は、次の各号の基準による。

- (1) メーターに異状があったときは、前回点検のときからその改修を終るまでの使用水量は、前3月以内の使用水量その他の事情を考慮して定め、日割をもって計算すること。
- (2)・(3) (略)
- (4) 前3号のほかは、種々の事情を考慮して定めること。

(特別な場合における料金の算定)

第45条 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止及び廃止した場合は、1月として算定する。

2・3 (略)

4 一戸内に2個以上のメーターを設置するときは、各メーターごとに第41条及びこの条の規定を適用する。

5 (略)

(料金の前納)

第46条 料金は基本料金を前納とし、毎月末までに当月分を徴収する。ただし、超過料金は、翌月に前記基本料金と合算の上徴収す

る。

2 水道の使用を開始しようとする者のうち管理者が特に必要があると認められた者は、水道使用申込みの際基本料金の3月分を前納しなければならない。

3 (略)

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第47条 (略)

2 前項本文の前納した概算料金は、水道の使用の中止又は廃止の届出があったときは、これを精算する。ただし、その届出がない場合は、管理者が使用中止の状態にあると認められたときにこれを精算する。

(給水の制限又は停止の場合の料金)

第48条 料金は、第25条の規定による給水の制限又は停止の場合においてもこれを徴収する。ただし、停止7日、制限30日以上にわたるときは、管理者において、適宜これを減額し、又は免除することができる。

(口径別納付金)

第50条の2 口径別納付金(以下「納付金」という。)は、次の表の区別により給水装置の新設(第41条第1項の臨時用に新設する場合を除く。以下同じ。)又はメーターの口径増変更(以下「増径」という。)をする工事申込者から徴収する。この場合において、増径工事申込者から徴収する納付金は、新口径にかかる納付金と旧口径にかかる納付金の差額とする。

る。

2 水道の使用を開始しようとする者のうち、管理者が特に必要があると認められた者は、水道使用申込みの際基本料金の3月分を前納しなければならない。

3 (略)

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第47条 (略)

2 前項本文の前納した概算料金は、水道の使用を中止又は廃止の届出があったときは精算する。ただし、その届出がない場合は、管理者が使用中止の状態にあると認められたときにこれを精算する。

(給水の制限又は停止の場合の料金)

第48条 料金は、第25条の規定による給水の制限又は停止の場合においてもこれを徴収する。ただし、停止7日、制限30日以上にわたるときは、管理者において、適宜これを減免することができる。

(口径別納付金)

第50条の2 口径別納付金(以下「納付金」という。)は、次の表の区別により給水装置の新設(第41条第1項の臨時用に新設する場合を除く。以下同じ。)又はメーターの口径増変更(以下「増径」という。)工事申込者から徴収する。この場合において、増径工事申込者から徴収する納付金は、新口径にかかる納付金と旧口径にかかる納付金の差額とする。

(略)

2 (略)

(納付金の徴収方法等)

第50条の3 納付金は、納額告知書により給水装置の新設又は増径工事申込みの際これを徴収する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 既納の納付金は、管理者が別に定める場合を除くほかは、還付しない。

(特別な場合における納付金の計算)

第50条の4 連合専用給水装置の納付金は、各戸又は各箇所の給水管と同一口径のメーターがそれぞれ各戸又は各箇所に設置されたものとみなして各戸又は各箇所ごとに計算した額の合計額とする。

(手数料)

第51条 手数料は、別表により申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込みの後に徴収することができる。

2 前項の規定により徴収した手数料のうち、設計審査手数料は、工事の申込みを取り消しても還付しない。

(料金、メーター使用料、納付金、手数料等の軽減又は免除)

第52条 管理者は、公益又は慈善その他特別の理由があると認めたと

(略)

2 (略)

(納付金の徴収方法等)

第50条の3 納付金は、納額告知書により給水装置の新設又は増径工事申込みの際徴収する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 既納の納付金は、管理者が別に定める場合を除くほかは還付しない。

(特別な場合における納付金の計算)

第50条の4 連合専用給水装置の納付金は、各戸(箇所)の給水管と同一口径のメーターがそれぞれ各戸(箇所)に設置されたものとみなして各戸(箇所)ごとに計算した額の合計額とする。

(手数料)

第51条 手数料は、別表第1により申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは申込後徴収することができる。

2 前項別表第1の設計審査手数料は、工事の申込みを取り消しても還付しない。

(料金、メーター使用料、納付金、手数料等の軽減又は免除)

第52条 管理者は公益又は慈善上その他特別の理由があると認めたと

きは、この条例によって納付しなければならない料金、メーター使用料、納付金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第54条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号) 第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第55条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1号については完納に至るまで、第2号から第5号までについては相当期間給水を停止することができる。

- (1) (略)
- (2) 水道使用者等が正当な理由がなく第42条第1項の使用水量の計量又は第53条の指示を拒み、又は妨げたとき。
- (3)～(5) (略)

きは、この条例によって納付しなければならない料金、メーター使用料、納付金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第54条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号) 第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

第55条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは第1号については完納に至るまで、第2号以下については相当期間給水を停止することができる。

- (1) (略)
- (2) 水道使用者等が正当な理由がなく第42条第1項の使用水量の計量又は第53条の指示を拒み、又は妨げたとき。
- (3)～(5) (略)

- 2 給水装置を共用し、又は共有する二戸以上の利用者は、その中で前項の規定により他の利用者が同時に給水を停止されてもこれに対して異議を申し立てることができない。
- 3 第1項の停水処分を解除する場合これに要する費用は、処分を受けた者からこれを徴収する。

(給水装置の切り離し)

第56条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) (略)
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第57条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、1万円以下の過料を科することができる。なお、損害に対しては、これを賠償させることができる。

- (1) 第8条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をした者
- (2) 正当な理由がなくて、第29条第2項のメーターの設置、第42条の料金の算定、第53条の給水装置の検査又は第55条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) (略)
- (4) 第41条の料金、第50条のメーターの使用料、第50条の2の納付金又は第51条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正

- 2 給水装置を共用又は共有する2戸以上の利用者は、その中で前項の規定により他の利用者が同時に給水を停止されてもこれに対して異議を申し立てることができない。
- 3 第1項の停水処分を解除する場合これに要する費用は、処分を受けたものよりこれを徴収する。

(給水装置の切り離し)

第56条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要があると認めるときは給水装置を切り離すことができる。

- (1) (略)
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあって将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第57条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、1万円以下の過料を科することができる。なお、損害に対してはこれを賠償させることができる。

- (1) 第8条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第29条第2項のメーターの設置、第42条の料金の算定、第53条給水装置の検査又は第55条給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) (略)
- (4) 第41条の料金、第50条メーターの使用料、第50条の2納付金又は第51条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の



正の行為をした者  
(5) (略)

(料金の納付等を免れた者に対する過料)

第58条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第41条の料金、第50条の2の納付金又は第51条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

(市の責務)

第59条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 (略)

(委任)

第61条 この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が定める。

別表（第51条関係）

項目	給水管・メーターの口径	単位	金額	備考
設計審査手数料	25ミリメー	1件に	2,000円	材料の確

行為をした者  
(5) (略)

(料金、納付金を免れた者に対する過料)

第58条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第41条の料金、納付金又は第51条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

(市の責務)

第59条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 (略)

(委任)

第61条 この条例の施行に関し、必要な事項は管理者が定める。

別表第1（第51条関係）

項目	給水管・メーターの口径	単位	金額	備考
設計審査手数料	25ミリメー	1件に	2,000円	材料の確

	トル以下	つき		認を含む。
	40ミリメートル以下	1件につき	4,000円	
	50ミリメートル以下	1件につき	5,700円	
	75ミリメートル以下	1件につき	11,900円	
	100ミリメートル以下	1件につき	21,500円	
(略)				
私設消火栓演習立会手数料		1回につき	1,500円	
指定給水装置工事事業者登録手数料		1件につき	8,000円	
指定給水装置工事事業者更新手数料		1件につき	8,000円	5年ごとの更新

	トル以下	つき		認を含む
	40ミリメートル以下	1件につき	4,000円	
	50ミリメートル以下	1件につき	5,700円	
	75ミリメートル以下	1件につき	11,900円	
	100ミリメートル以下	1件につき	21,500円	
(略)				
私設消火栓演習立会手数料		1回につき	1,500円	
登録手数料	指定給水装置工事事業者		8,000円	
第54条第2項の確認をするとき	25ミリメートル以下	1回につき	13,300円	
	40ミリメートル以下	1回につき	26,000円	

第54条第2項の 確認をするとき	25ミリメー トル以下	1回に つき	13,300円
	40ミリメー トル以下	1回に つき	26,000円
	50ミリメー トル以下	1回に つき	37,400円
	75ミリメー トル以下	1回に つき	78,100円
	100ミリメ ートル以下	1回に つき	141,300円

この表に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その実費を徴収する。

	50ミリメー トル以下	1回に つき	37,400円
	75ミリメー トル以下	1回に つき	78,100円
	100ミリメ ートル以下	1回に つき	141,300円

この表に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときはその実費を徴収する。